主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人辻畑泰輔の上告理由について。

上告人の本訴の提起は、二重起訴にあたり、不適法として却下すべきものとした原審の判断は、正当であつて、原判決には、何ら所論の違法はない。所論は、独自の見解であつて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

岩	裁判長裁判官	岩	田		誠
大	裁判官	大	隅	健一	郎
藤	裁判官	藤	林	益	Ξ
下	裁判官	下	田	武	Ξ
崖	裁判官	崖		盛	_